

## 社会福祉法人松風会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）に報酬等を支給する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、次の各号に定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。ただし、財政状況によっては支給しない場合もある。また、報酬の受け取りを辞退する旨理事長に申出したときは支給しない。

(1) この法人の全理事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(2) この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

2 評議員には、定款第8条で定める範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 交通費は実費弁償する。なお、事情により自家用車を利用したときは、旅費規程に準じる額。

(3) 職務のため出張した時は、旅費規程に定める額。

### (職員給与との併給)

第4条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給せず、職員の給与規程に基づき給与を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 役員等への報酬等については、業務遂行の都度、現金または銀行振り込みの方法により支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則

この規程は、令和元年5月28日より施行する。

別表 1

(1) 評議員

業務	報酬の額 (1日)
評議員会の出席他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(2) 理事

業務	報酬の額 (1日)
理事会等会議への出席他、法人及び施設業務のための出勤	3,000円

(3) 監事

業務	報酬の額 (1日)
理事会・評議員会等への出席他、法人及び施設業務のための出勤 監事監査のための出勤	3,000円

※上記報酬の額は、いずれも源泉徴収税額控除後とする。